

地公退ニュース

No. 127
2015. 11. 2
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

二〇一五年総務省要求を提出

地公退は九月二日一四時から、江崎孝参議院議員の同席の下、西澤会長ほか地公退五役により総務大臣に対する二〇一五年要求を提出し、総務省の北崎秀一公務員部長、吉川浩民福利課長、君塚明宏自治財政局調整課理事官から回答を受けた。概要は次の通り。

江崎孝・参議院議員

本日は、お手数をかける。地公退からの要請についてよろしく対処されたい。

△会長から公務員部長に要求書手交▽

地公退・西澤会長

本日は多忙な中、北崎公務員部長はじめ担当者の皆さんに時間をとっていただき感謝する。

また、このような機会を作るために尽力くださった江崎孝参議院議員にお礼申し上げる。

私たちはさる七月三一日に第四六回定期総会で総務省への要請事項を決定したので本日お持ちした。

内容は七項目で、その中にはいわゆる総務省の所管外事業も含まれているが、地方自治体、地方行財政と重要なかわりがあると考えて敢えて要請内容に含めている。可能な限り考え方を伺いたい。

要請事項は書面の通りだが、何点か発言する。

一つ目は第一項目の憲法第二五条に関連して「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」で社会保障費用の抑制が取り上げられていることだ。このまま進めば高齢者の生活に支障をきたす。主として財務省の問題だが、配慮を欠く抑制をすることになれば「下流老人」を大量に作り出し不況への流れを作り出すことになる。

二つ目は年金に関する事項だ。今年の一〇月に被用者年金一元化が施行されるが、円滑な移行のため努力されたい。また一元化に先行した追加費用削減はそもそも制度の在り方として正しくないうえ、沖縄の関係者が他地域の地方公務員に比して大きな削減を受けるのはどうしても納得できない。追加費用期間について地公退と見解が

違うのは承知してい

るが、少なくとも沖縄についてには知恵を出すべきだ。また、マクロ経済スライドの名目下限見直しの

論議があると聞く。予め抛出を決めて、その範囲で給付を設計する以上一定の給

付調整としてスライ

ド自体はやむを得な

いと考えている。し

かし、制度を作った

ときの約束「名目下

限」を変更することは

は容認できない。

三つ目は地域包括

ケアの推進だ。役所

だけ、家庭だけでは

総務省

△公務員部長回答▽

目下、一〇月に控えた被用者年金一元化施行にむけて決まったことを、間違いなく実施するべく集中している。

年金は先輩たちの生活の基盤であり、自分たちの課題でもある。そのことを重視して対処してきたし、今後も努力する。具体的課題は福利課長および財政局理事官から回答する。

△要求項目に沿って福利課長・自治財政局調整課理事官回答▽

一 憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。(コメントなし)

二 年金について

(1) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく緻密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

(回答)

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、共済年金は厚生年金に統合されましたが、公的年金としての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」を設けることとされたところです。今後、引き続き関係者の御意見も十分伺いつつ、対応してまいりたいと考えています。

(2) 地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員を含め短時間労働者の被用者年金加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。

(回答)

被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することとされ、この結果、地方自治体に勤務する常勤職員も非常勤職員も、ともに厚生年金に加入することとされたところです。

また、平成二四年の通常国会において成立した年金機能強化法では、平成二八年一〇月から厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われることとなっています。

さらに、平成二六年七月四日に発出された「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」(総行公第五九号 総務省自治行政局公務員部長通知)においては、地共済法が適用されない者の社会保険の適用について、厚生年金及び健康保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応を求めているところであり、今後、各地方公共団体におかれては、本通知にしたがい、非常勤職員・臨時職員に係る厚生年金及び健康保険の適用に関し適切な対応が図られるものと考えています。

(3) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整について、名目年金額を減額する制度に変更しないこと。基礎年金をマク



要求書を提出する西澤会長(左)、北崎公務員部長(中)、交渉に立会う江崎参議院議員

口経済スライドの対象外とすること。（コメントなし）

- (4) 年金受給者の選択権を前提に、基礎年金保険料拠出期間延長および年金受給開始年齢選択幅拡大を検討すること。在職中の受給権者に対する退職共済年金の一部支給・在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すものになるようあり方を検討すること。

（回答）

年金制度全体に係る事項ですので、総務省だけではお答えすることはできませんが、年金制度については、年金生活者の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改正を行うに当たっては平成二六年財政検証のオプション試算の結果等も踏まえつつ、年金部会等での十分な議論が必要と考えています。

- (5) 地方公務員共済長期積立金運用について、機械的にGPIFに追随しないこと。国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

（回答）

被用者年金一元化後の厚生年金保険給付積立金の運用については、昨年七月三日に主務大臣（総務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣）が策定した「積立金基本指針」において、「管理運用主体（地方公務員共済においては、地方公務員共済組合連合会）は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、（略）モデルポートフォリオの許容乖離幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。」と定められているところです。

実際、本年三月二七日に公表された地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案（本年一〇月一日適用予定）は、「地共済における運用の自主性及び創意工夫の發揮」等の観点から、モデルポートフォリオの中心値範囲より五割拡大した許容乖離幅を設定しております。

また、国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二一年度から実施しており、全国市町村職員共済組合連合会においても、平成二四年八月から実施しております。

地方公務員共済組合全体としては、今後両連合会の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の活用に向けた検討が進むものと考えております。

- (6) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。同等になるよう改めること。

（回答）

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩給期間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一二月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることにに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっておりことから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはありません。なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇％とする、②二三〇万円／年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。民間被用者、公務員を通じて公平性を確保することにより、制度の安定化と公

平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えています。

- (7) 被用者年金一元化に伴って新設された年金払い退職給付について、従来の職域部分期間と新制度の接続方法、受給見込み額等について、該当者にわかりやすく周知すること。

（回答）

共済組合には、新制度の開始に向けて組合員に対し必要な周知を図るようお願いしてきたところであり、また、地方公共団体の人事担当課等に対しても会議等の場で新制度に関する説明を行い、共済組合と連携して職員に対して制度周知をしていただけでなくお願いしてきたところです。

今後とも組合員や受給者に対しては、必要な情報を分かりやすく提供するように努めてまいりたいと考えています。

三 地域包括ケアシステム基盤整備について

地域包括ケアシステムを実践し、特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図るため、適切な財政措置を講ずること。

（回答）

介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、平成二七年度から地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われております。

地域医療介護総合確保基金は、平成二六年度に各都道府県に設置され、その財源については毎年度の消費税増収分により措置されることとなっており、平成二七年度からは介護分も対象となつたところです。

総務省としては、厚生労働省に対し、所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地方負担分についても、適切に地方財政措置を講じることとしており、介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

四 生活保護・生活困窮者自立について

生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制したことは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。（コメントなし）

五 社会保障・税番号について

- (1) 「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報情報の漏洩・改竄成りすましを防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルールを強化すること。（コメントなし）

- (2) 「社会保障・税番号」は、社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

（コメントなし）

六 TPPについて

TPP加入は、国民健康保険を軸とする公的国民皆保険・自主共済・郵貯簡保等を危機にさらすとともに農林水産業に打撃を与えることが想定される。

また、ISDS条項が合意・発動されれば、地域産業育成のための優先発注・環境規制などの国内ルールより外国の投資家の利益を優先することが想定される。これらを考慮し、参加交渉から撤退するよう関連省庁と調整すること。（コメントなし）

七 エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

- (1) 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と協議すること。

① エネルギー政策の地方分権を進めること。

② 市民とともにエネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換すること。

③ 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を進め、温室効果ガス削減を図ること。（コメントなし）

- (2) 地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検

証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。原発の設置・稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性のある全ての自治体を当事者とすること。（コメントなし）

地公退・事務局長

回答をいただいた。そのうちの沖縄県に関する追加費用について発言する。昨年と同様の回答があり、総務省が、追加費用期間の定

義の問題としてとらえていることは承知している。しかし、復帰の理念に反しておりどうしても納得できない。何らかの知恵を出すよう求めていることを再度述べておく。

江崎孝・参議院議員

本日はお疲れ様。
今後も諸課題について協議しながらよい制度作りを進めたいのでよろしく願います。

財政審、社会保障制度見直しの工程表(案)を提示

財務大臣の諮問機関である「財政制度等審議会」は一〇月九日財政制度分科会を開催し、「経済・財政一体改革」に関する「歳出改革の工程表」を示し、「改革の方向性や検討内容・実施時期等」について審議した。

改革の検討項目は、(1)医療・介護提供体制の適正化、(2)インセンティブ改革、(3)公的サービスの産業化、(4)負担能力に応じた負担、給付の適正化、(5)薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、(6)年金、(7)生活保護の七分野で四四項目となっている。

見直しの時期については、Ⅰ・速やかに実施すべき事項（二八年度末までに結論を得て速やかに実施）、Ⅱ・速やかに検討・実施すべき事項で法改正を要するもの（二八年度末までに結論を得て、二九年度通常国会に法案提出）、Ⅲ・できる限り早い時期に検討・具

「検討・実施時期」の整理(案)

「検討・実施時期」(案)		主 な 事 項	
Ⅰ・・速やかに実施すべき事項			
速やかに関係審議会等において検討し、二八年末までのできる限り早い時期に制度改革の具体的内容について結論を得て、速やかに実施		(1) 医療・介護提供体制の適正化 (4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (6) 年金	
二七年一月に行われた社保審年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに必要な制度改正 (その他速やかに指標やガイドライン等を決定・策定した上で実施していくべき事項)		(1) 医療・介護提供体制の適正化 (2) インセンティブ改革 (4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (6) 年金	
Ⅱ・・速やかに検討・実施すべき事項で法改正を要するもの			
速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、二八年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも二九年通常国会に所要の法案を提出		(1) 医療・介護提供体制の適正化 (4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (6) 年金	
(その他既に予定されている検証・見直し等の結果を踏まえて対応していくべき事項)		(1) 医療・介護提供体制の適正化 (4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (6) 年金 (7) 生活保護等	
Ⅲ・・できる限り早い時期に検討・具体化すべき事項		(4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	
関係審議会等において制度の在り方について検討を開始し、できる限り早い時期に、具体化の方策を取りまとめ		・後期高齢者の窓口負担の在り方 ・介護保険における利用者負担の在り方（七五歳以上について原則二割負担化） ・現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平（前期高齢者納付金の総報酬割）	

九・一四 地公三單産・地公退高齢者集会記念講演（要約）

『永続敗戦論』から見る安倍政権と現代日本

京都精華大学人文学部専任講師 白井 聡 氏

おりしも「新安保法制」、「戦争法案」の強行採決が間近に迫っております。今生じている政治危機は、「憲法の危機」とも言われていますが、これは今に始まったわけではありません。なんとかごまかしてきた戦後政治、戦後日本にはらまれた矛盾というものが、のつびきならない、もはや隠しようもない形で表面化している、というのが事柄の本質だと私は見えています。

戦後日本の対米従属レジーム

この「新安保法制」については、「集団的自衛権の行使ができるようにすることは違憲である」という批判がでています。安倍政権側からすれば、違憲だろうがなんだろうが知ったことではない、というのが掛け値なしの本音だろうと思います。

彼らの考えていることは、順番が逆で、「まず、戦争をする、そこから憲法を変える」というのがやろうとしている筋道です。

矢部宏治さんが「日本はなぜ基地と原発はやめられないのか」という本の中で書いていますが、「日本国憲法は表向き最高法規であるということになっているが、しかしながら、二重の法体系がある」と。つまり表向きは日本国憲法が最高法規ですけども、他方で日本国家がアメリカと約束した事柄がある。また諸々の表立っていない「密約」の類も無数にある。どっちが優越するのかといったときに、根本的にアメリカとの約束の方が優越をする。つまり「二重の法体系」というわけです。安倍首相はアメリカに行って約束をしてきました。「夏までに新安保法制を成立させます」と。帰ってきたら違憲だといわれている。じゃあ日本国憲法とアメリカと約束したのはどっちが大事なのか。圧倒的にアメリカとの約束が大事であるというのが安倍政権の本音であり、親米保守、綿々と続いてきた親米保守権力の本音であるわけです。

集団的自衛権のパートナーはもちろんアメリカであることは自明です。アメリカは第二次大戦以降もほとんど休むことなく大中小の戦争をずうっと続けているわけです。だからアメリカと一緒に大前提を置けば、最も戦争をやれる確率が高くなるわけですね。安倍政権は最短ルートを通して突き進もうとしていると思います。

これは一面では安倍さんの趣味なわけです。趣味の問題です。それに一部の資本が乗っかっている状態があるわけです。一部の資本とは何かといえば軍需産業です。経団連が武器産業というものを基幹産業のひとつにするんだと言っています。つまり武器輸出、単に解禁するのではなくて、ひとつの大きな産業にしていこうという、極めて危険な方針ですね。それは戦争がないと経済がまわらないシステムになってしまふ。戦争病ですね。アメリカの軍産複合体の肥大化とまったく同じです。

この対米従属のレジームというものを、これ以上続けるといったときに、それをどうやって正当化するか。「対中脅威論」というものが彼らにとってもどうしても必要なわけです。今の日米の保守支配層にとっては「対中脅威論」をおおるしかない。

鳩山由紀夫政権というのは「脱米シフト」に踏み出そうとする気配があったわけです。これに対してアメリカ及び日本の政治、経済、メディア、あるいは学問の世界もそうなんですけれども、いわゆる「安保利権屋」たちが大変な危機感を持ったわけです。「脱米シフト」なんかやられちゃ困ると。ずうっと対米従属一辺倒で行ってもらわなければ困る、とこういうわけですね。

要するに社会そのものが劣化しているんです。

「敗戦」の否認による「永続敗戦」

「永続敗戦とはなにか」この言葉を作った、この本（永続敗戦論）を書いたのには二つのきっかけがありました。

執筆動機の一つ目、鳩山政権の退陣劇です。普天間基地移設問題、これを巡って、退陣に至るわけですけども。日本の民主主義的な

手続きを経て示された日本国民の意思というものと、アメリカの国会意思が衝突をした。どちらかを取ってどちらかを捨てざるを得ないというところに鳩山氏は追い込まれ、そして、アメリカの意思を取らざるを得なかったということです。つまり負けたということですね。非常に厳しい現実が明らかになったわけです。つまり、ある領域の問題を巡っては、いくら日本国民の主権的意思が示されようがそれを貫徹できない、という厳しい現実が。当時そのような解説をしたメディアがひとつでもあったでしょうか。その代わりに彼らは何を言っていたか。延々と鳩山さんの個人攻撃をやったんですね。あれは「変な人」だと。何でもこんな個人の話に現を抜かしていたのかといえば、それは、「負けたということを見ないためであろう」と。これに私はふと気付いたわけです。八月一日を「終戦の日」、「終戦記念日」と呼んでいるのと同じだと。この言葉遣いおかしいわけですね。ほんとには「敗戦の日」なわけです。「敗戦」というのをごまかすために「終戦」という言葉が使われている。全く同じではないかと。

そして、「三・一一」という事件を迎えます。そのとき私はすべてがつながったんです。あー、これはどこかでみたことがあるぞと。それは何かといえばあの戦争のときの日本です。執筆動機の一つ目です。笠井潔さんが「戦争指導者の妄想的な自己過信と空想的な判断、裏づけのない希望的観測、無責任な決断と混乱、その場しのぎの泥縄式の乱発……これらのすべてが、二〇一一年の福島原発事故で克明に再現されている」と書かれています。私は全くその通りだと思っています。かつて丸山真男が、あの戦争をやってしまった日本の特徴を、いわば病理を、「無責任の体系」という風に名づけていましたけれども、それは克服されたどころか、社会のご真ん中に原発というシステムがそびえ立ち続けてきたということが明らかにあったわけです。この二つの出来事から戦後の核心というものが見えたんです。すなわちそれは「敗戦の否認」であると。

「否認」とは何であるか。「都合の悪かったことは見なかったことにする」というやつです。敗戦に関して言えば、日本人はもろろん「敗戦した」ということをほとんどすべての人が知っていますが、それが意味するところを本当には理解していない。すなわち現実として認めていない。「日本があゝの戦争に負けてないのだとすれば、大義も勝利の可能性もなかった戦争を始めた責任を誰も取る必要はないし、反省する必要もない」ということになります。負けたことをちゃんと認めないので、また新たな敗北を招き入れることになる。ずるずるだらだらと負け続けることになる。これすなわち「永続敗戦」ということです。

こんなおかしいことになったのは何故か。それは旧保守支配層、即ち戦争を導いた連中が、アメリカから許されて、再登用されて、戦後政治を作って行った。岸信介だとか、正力だとか代表的な人たちですけど。この人たちが親分に頭が上がるわけがないんです。その結果が何であるかといえば、極めて特殊な対米従属です。

「永続敗戦レジーム」と闘う覚悟と決意を

「永続敗戦レジーム」から利権をむさぼる人たちというのは、自分たちの利権を確保するためには国民からいくらでも絞り上げるということをまったく厭わない人たちだと思います。それはTPPにも現れているし、今回の新安保法制にも現れています。ですからいま何をしなきゃいけないのか、この「永続敗戦レジーム」と闘う覚悟と決意、これをもった政治勢力を形成できるか否か、これに私たちの現在と未来、そして子孫に残すべき日本、これが全面的にかかっているといっても私は過言ではないと思います。きちんとした勢力を国会の中に作っていくことをぜひともやっていただきたい、ということをおもうわけです。

（文責・事務局）